

事例演習民訴

本件において、X が認めた BA 間の建物売買の事実について裁判所はどのように取り扱うことができるか。

(1) 判決の基礎をなす事実の確定に必要な資料の収集および提出を当事者の権限と責任とする建前である弁論主義の下においては、裁判所は当事者間に争いのない事実をそのまま判決の基礎にすべきである。この争いのない事実の範囲が主要事実以外のものに及ぶのか。

主要事実は訴訟の勝敗に直結するものであり、当事者の意思の尊重および不意打ち防止の見地から、弁論主義の対象とすべきである。一方で、間接事実・補助事実は主要事実の存否を推認する資料となる点で証拠と同レベルにあるため、これらの事実にも弁論主義の適用があると、裁判官に不自然な判断を強いることとなり、自由心証主義（247 条）に反する危険がある。

したがって、主要事実のみに適用があるものと解すべきである。

そして、BA 間の建物売買の事実は主要事実か間接事実かが問題となる。

主要事実とは、基準の明確性の観点から、権利の発生・変更・消滅を定める規範の要件に直接該当する具体的事実を意味するものと解する。本件において主要事実は、X の Y に対する貸金債権の存否に直結する事実である。X の自白は、AB 間の建物売買に関するものであり、A から B への債権譲渡の原因を根拠づけるが、X の Y に対する債権の存否に直接関係があるとは言い難い。

したがって、AB 間の建物売買契約の事実は間接事実にとどまる。

(2) 次に、X が、「A が B に対して 600 万円を貸し付けた際に、建物を譲渡担保都市、買戻し特約付きの売買契約を登記原因として所有権移転登記をしたものである。」と主張したことが、自白の撤回に該当するか。

この点について、主要事実についての自白は、弁論主義の原則からすると裁判所のみではなく、自白した本人まで拘束する。故に本人はその後、自白を撤回することができなくなる。本件において X が認めた、AB 間における建物売買契約は、前述のとおり間接事実に該当するため、弁論主義の適用を受けず、その後異なる主張をすることが可能である。

したがって X は、上記間接事実についての自白を撤回することが許される。